

# 下水道使用料の改定案について

1 審議会(第2回)について . . . . .	1
2 不明水について . . . . .	2
3 下水道使用料改定の方針(修正) . . . . .	9
4 下水道使用料の改定案 . . . . .	15

# 1 審議会(第2回)について

## 1 下水道事業の課題

- 今後、水需要の減少、水洗化人口の減少により下水道使用料の収入は減少すると予想される。
- 現在の経営は、他会計補助金の補填で成り立っており、独立採算による事業運営となっていない。
- 下水道施設を適正に維持するため、毎年ある一定の維持管理費が必要であり、今後、老朽化対策も必要となる。
- 不明水対策については、経費縮減効果が高いことから引き続き実施していく必要がある。



## 2 下水道使用料改定の方針

下水道事業の経営の健全化、持続可能な事業の継続のため、経費削減の努力を引き続き行うとともに、適正な事業経営のための安定した収入源として、下水道使用料の引き上げが必要である。



- 使用料の見直しは、使用料対象経費の回収率100%を目標とし、令和14年度を目標達成年度とする。
- 令和2年度～令和5年度を対象とし、使用料対象経費の目標回収率80%を達成する改定案を検討する。

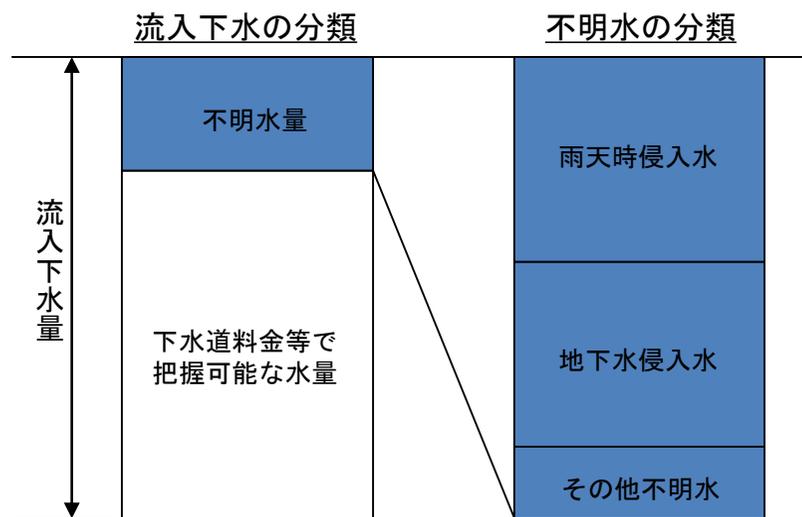
## 3 審議会での意見

- 不明水への対応について教えて欲しい。
- 回収率100%を目標とすることを再検討して欲しい。

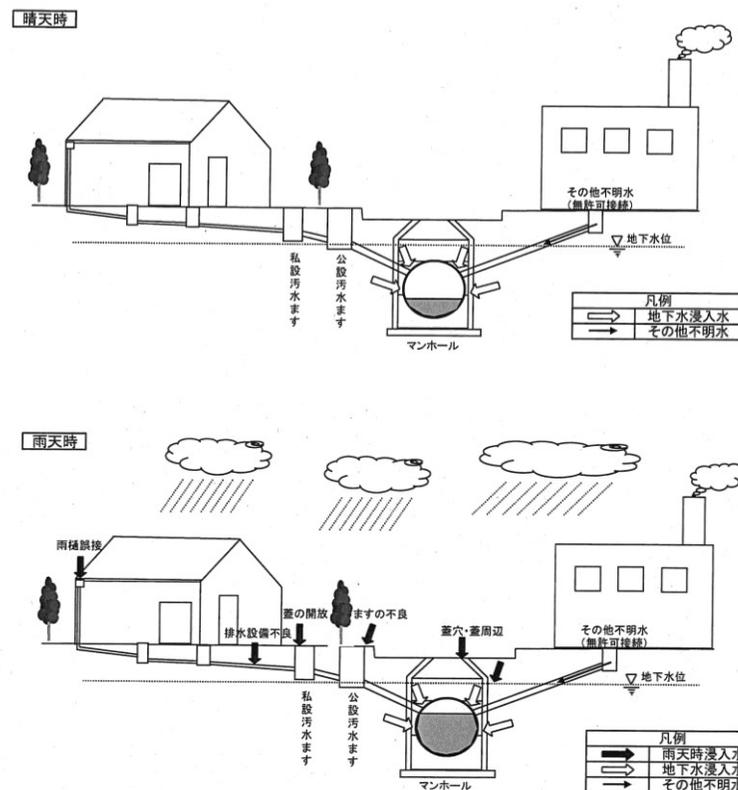
## 2 不明水について

### 2-1 不明水の定義

不明水とは、流入下水量のうち、下水道管理者が下水道料金等で把握することができない下水量をいう。



※その他不明水は、無届で下水道に接続している場合など



出典：不明水対策の手引き（平成20年3月）

## 2 不明水について

### 2-2 不明水の現状

#### (1) 市全体

- 流下下水量のうち、20%~30%が不明水量（約130万 $m^3$ ~230万 $m^3$ ）である。（図1）
- 不明水は、降雨の状況に影響され、降雨量が多くなると不明水も増加する。（図2）
- 不明水処理費（税込）は、年間約5,300万円~9,500万円である。（図3）

図3 不明水処理費（税込）の推移（H15~H30）

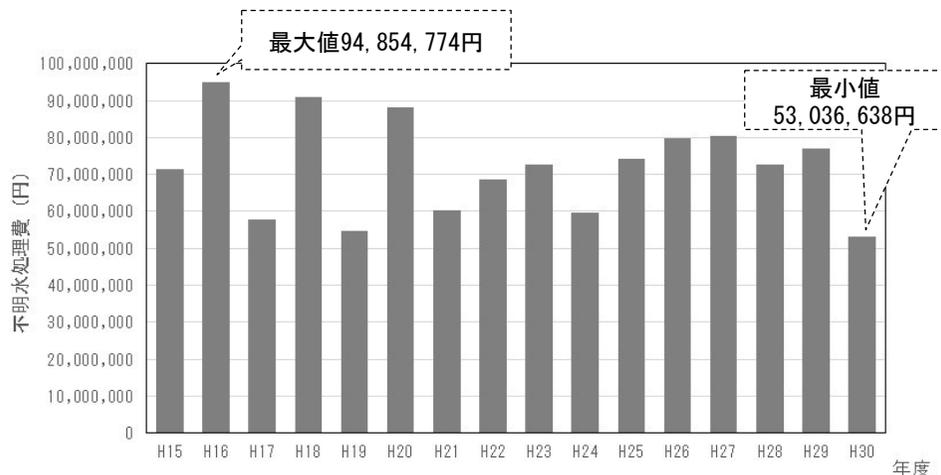


図1 有収水量と不明水量の推移（H15~H30）

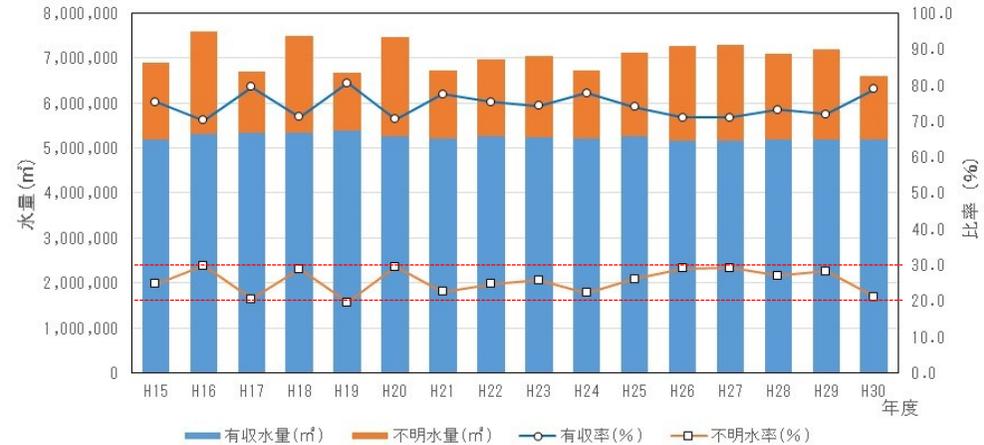
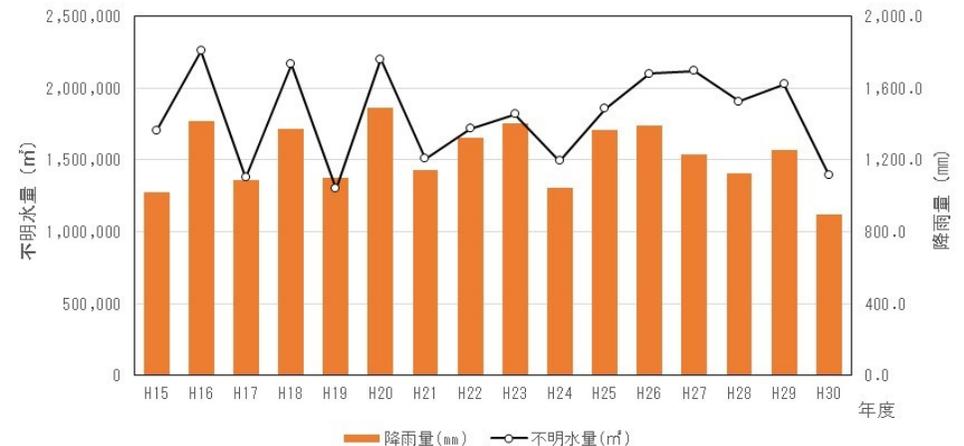


図2 不明水量と降雨量の推移（H15~H30）



## 2 不明水について

### (2) 処理区分別

○処理区分別に見ると、元荒川第19処理分区の有収率が他の処理分区よりも低い。

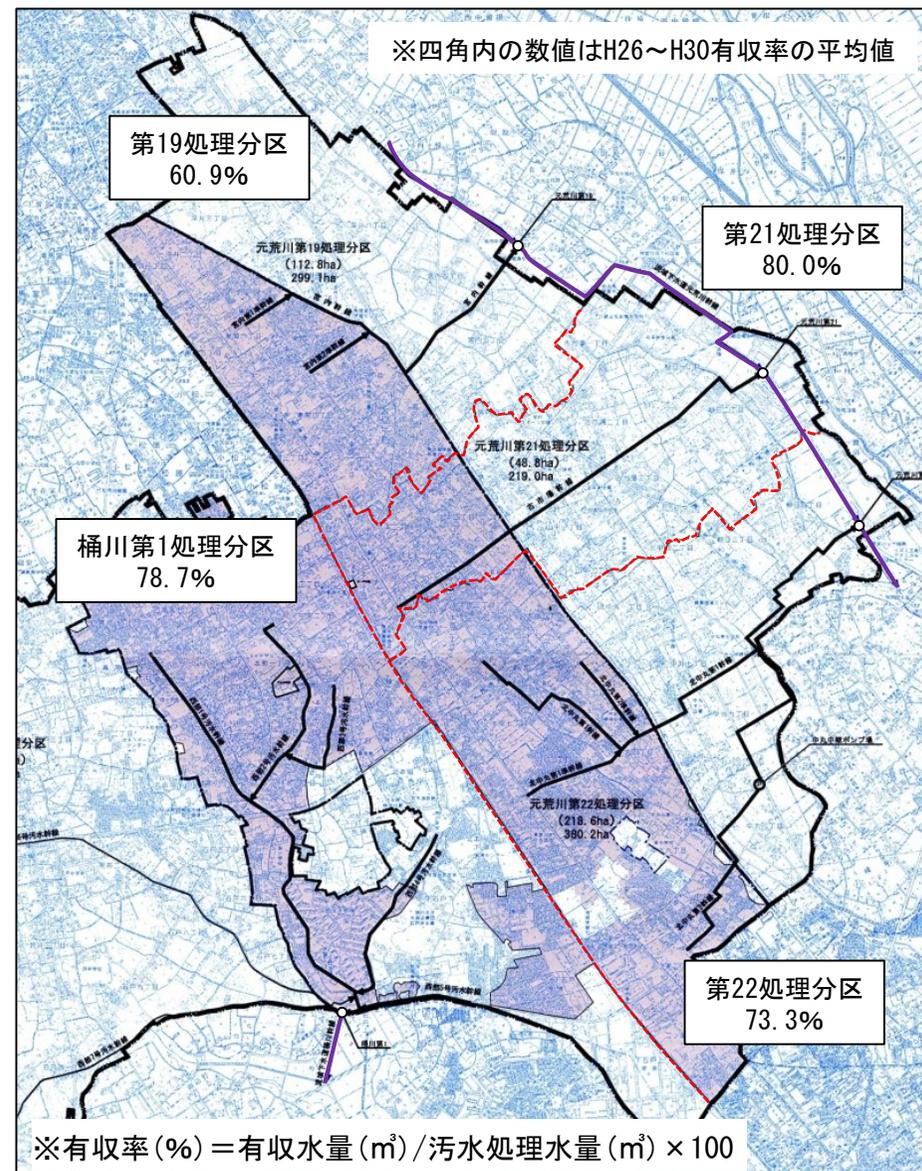
処理区分別不明水量と降雨量の推移 (H18~H30)



<参考>

荒川左岸北部流域関連市の有収率 (H29)

団体名	有収率 (%)
熊谷市	76.6
行田市	64.5
鴻巣市	78.7
桶川市	78.0
北本市	71.8
県平均	84.3



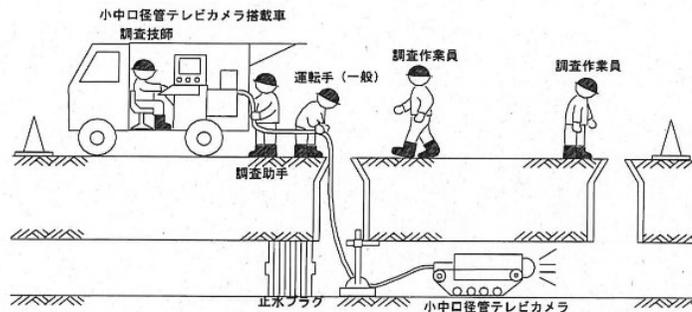
## 2 不明水について

### 2-3 不明水の対策

#### (1) 不明水の調査

- 平成16～25年度にかけて、元荒川第19及び22処理分区においてTVカメラ調査を実施
- 平成29年度に、元荒川第19処理分区において、流量調査及び流量解析を実施し、不明水対策の対象エリアを抽出
- 平成30年度に、平成29年度で抽出したエリアにおいてTVカメラ調査を実施

#### 【TVカメラ調査概略図】



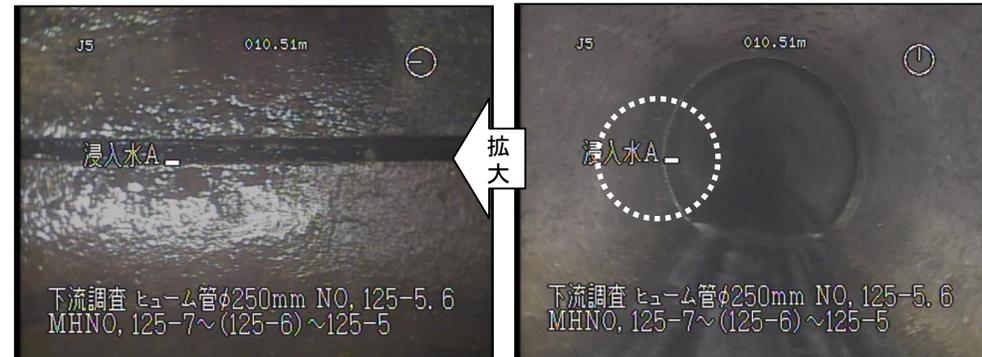
出典：不明水対策の手引き（平成20年3月）

#### 【TVカメラ調査結果（平成30年度、第19処理分区）】

##### ①クラックからの浸入水



##### ②本管の接合部からの浸入水

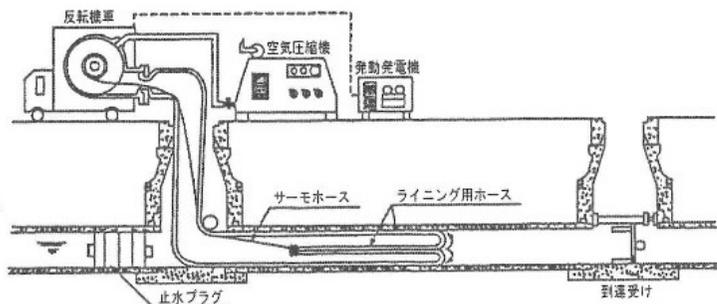


## 2 不明水について

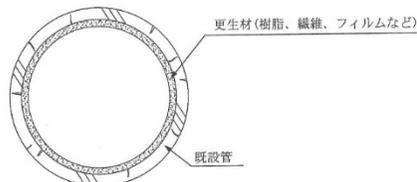
### (2) 不明水の対策

- 平成16年度～平成25年度にかけて、元荒川第19及び22処理分区において、管渠更生工事(工事延長合計約4.7km)を実施
- 令和元年度、元荒川第19処理分区において、補修工事を実施中

更生工法の例(反転工法の概要)

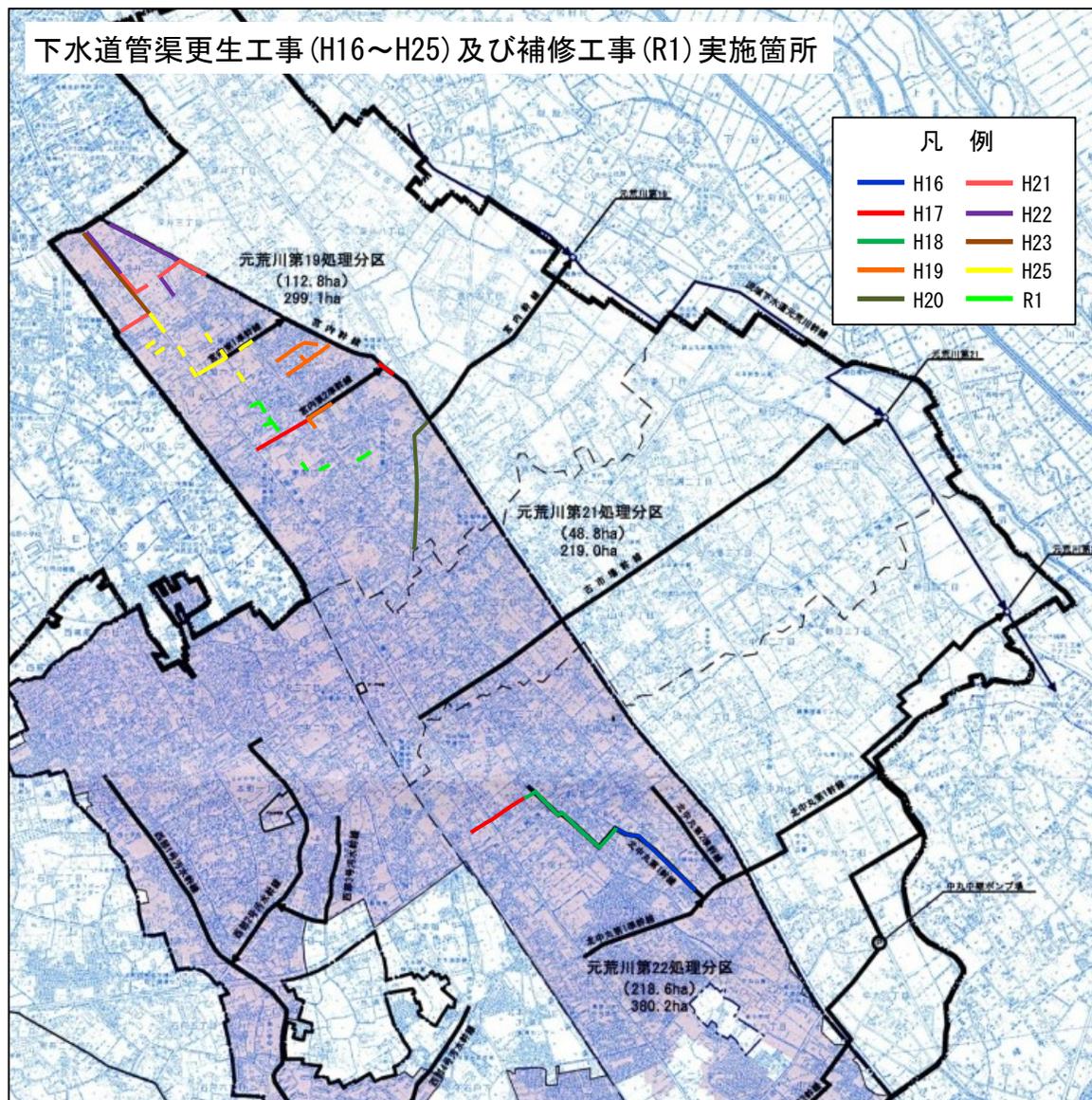


自立管の概念



出典：管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)  
(平成20年9月)

下水道管渠更生工事(H16～H25)及び補修工事(R1)実施箇所

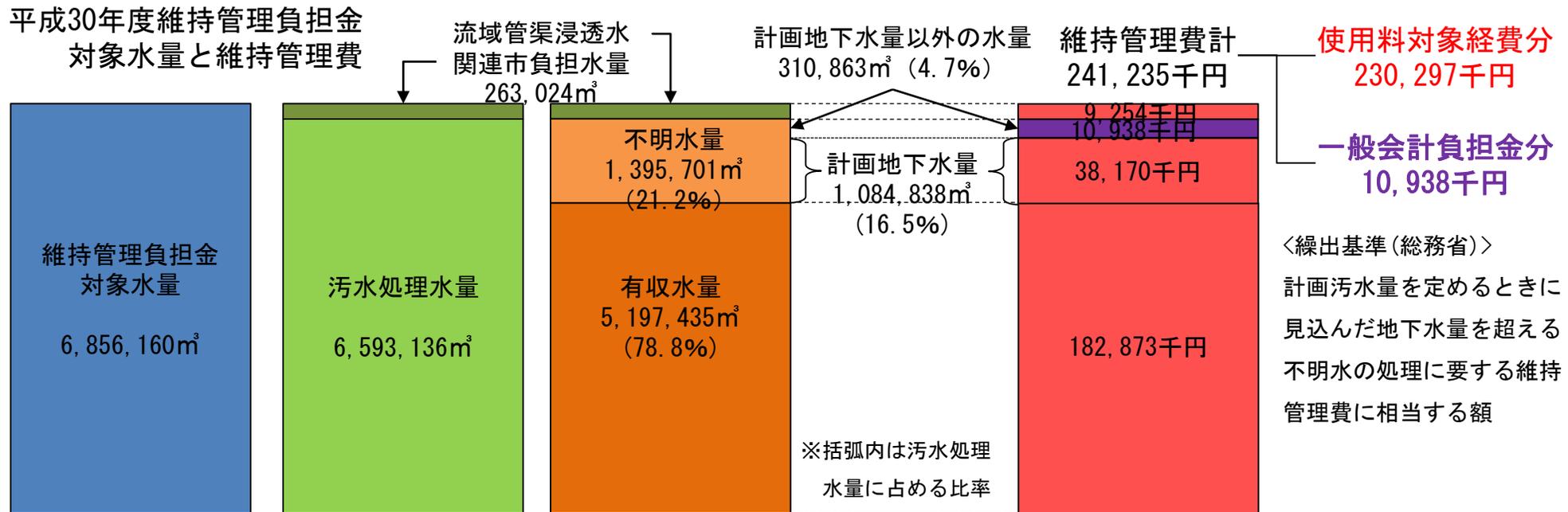


## 2 不明水について

※金額は税抜

### 2-4 不明水の処理費(平成30年度)

○平成30年度の不明水処理費は49,108千円である。不明水は「計画地下水量」と「計画地下水量以外の水量」に区分され、後者の処理費10,938千円は一般会計負担金で賄われている。



※維持管理負担金対象水量：流域下水道管理者に支払う維持管理負担金の対象となる水量。

※流域管渠浸透水関連市負担水量：処理場の流入水量と接続点流入水量総計の差を流域市の接続点流入水量の比率で案分した水量。

※計画地下水量：下水道計画において見込む地下水量。1人1日最大汚水量の10～20%を見込む。北本公共下水道事業計画では15%を見込み60ℓ/人・日を使用。これに係る経費は、汚水処理サービスの供給にともなって必然的に発生するものであり、使用料の対象経費とすべき性質のもの」(下水道経営ハンドブックより)

## 2 不明水について

○不明水処理費49,108千円が原価に占める割合は5.64%である。

○不明水のうち「計画地下水量以外の水量」については、引き続き不明水対策によりその削減に努める。

原 価				財 源		
種別	項目	金額(千円)	比率(%)	項目	金額(千円)	比率(%)
固定費	職員給与費	40,935	4.70	下水道使用料	40,649	4.67
				その他(占用料等)	286	0.03
	その他 (うち不明水処理費) (うち委託料や工事請負費等)	112,586 (49,108) (63,478)	12.93 (5.64) (7.29)	下水道使用料	93,468	10.73
				他会計負担金	10,938	1.26
				国庫補助金	8,180	0.94
	支払利息	75,235	8.64	下水道使用料	59,598	6.84
				他会計負担金	15,637	1.79
	減価償却費	434,221	49.86	下水道使用料	61,714	7.09
他会計補助金				198,512	22.79	
長期前受金戻入				173,995	19.98	
修繕費	14,770	1.69	下水道使用料	14,770	1.70	
変動費	動力費	1,026	0.12	下水道使用料	1,026	0.12
	維持管理費 (うち有収水量) (うち流域管渠浸透水関連市町負担水量)	192,127 (182,873) (9,254)	22.06 (21.00) (1.06)	下水道使用料	192,127	22.06
合計		870,900	100.00		870,900	100.00

※金額は税抜

## 3 下水道使用料改定の方針(修正)

※金額は税抜

### 3-1 下水道使用料の算定条件

#### (1) 使用料対象経費と使用料算定期間

- 下水道使用料算定の基礎となる使用料対象経費は、下水道使用料で賄うべき経費であり、原価から他会計負担金等の財源を控除した額（H30は原価の約8割）とする。
- 使用料算定期間は、4年に1度の見直しにより令和2年度～令和5年度とする。
- 経営戦略における各年度の使用料対象経費は約7億4千万円である。

原価  
870,900千円

使用料対象経費  
702,513千円  
(80.67%)

使用料対象経費以外  
168,387千円  
(19.33%)

単位：千円

区分	実績 H30	計画値				
		R2	R3	R4	R5	
原価	固定費	637,002	745,350	732,847	749,823	753,317
	変動費	183,898	184,560	182,939	182,297	180,005
	計①	870,900	929,910	915,786	932,120	933,322
控除財源	他会計負担金※	26,575	44,423	44,340	44,598	44,624
	長期前受金戻入※ (補助金分)	141,812	142,971	144,829	141,715	139,253
	計②	168,387	187,394	189,169	186,313	183,877
使用料対象経費 (①-②)	702,513	742,516	726,617	745,807	749,445	

※他会計負担金

地方公営企業繰出金の考え方に基づいた一般会計からの繰入金で、不明水処理に要する経費等。

※長期前受金戻入(補助金分)

減価償却が取得経費の使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。

資料：平成30年度決算統計を基に作成

資料：北本市公共下水道事業経営戦略を基に作成

### 3 下水道使用料改定の方針(修正)

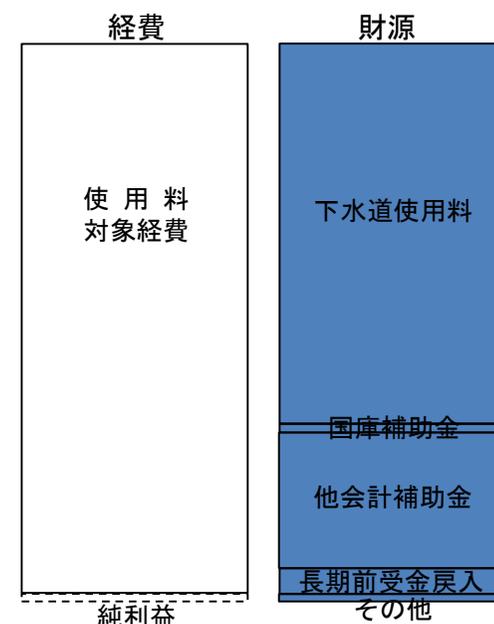
※金額は税抜

#### (2) 使用料対象経費の財源と回収率

- 経営戦略において使用料対象経費の財源が、下水道使用料や他会計補助金等で構成され、各年度で約1億9,000万円前後の他会計補助金が繰り入れられる。
- 使用料対象経費の回収率（使用料対象経費を下水道使用料でどの程度賄えているかを示すもの）は、67%~70%程度と推計される。

単位：千円

区分	実績 H30	計画値				
		R2	R3	R4	R5	
使用料対象経費(A)	702,513	742,516	726,617	745,807	749,445	
財源	下水道使用料(B)	517,034	512,467	510,655	504,200	
	国庫補助金	11,364	1,364	7,728	7,728	
	他会計補助金	198,512	181,808	179,231	192,945	
	長期前受金戻入 (繰入金収益化分)	32,183	34,067	34,957	35,783	
	その他	286	221	221	221	
	計(C)	756,386	744,494	728,240	747,332	750,731
	純利益(C-A) ※特別利益及び特別損失は含まない	53,873	1,978	1,623	1,525	1,286
使用料対象経費の 回収率(B/A)	73.6%	69.6%	70.5%	68.5%	67.3%	



※他会計補助金：  
財源不足を補うための一般会計からの繰入金

# 3 下水道使用料改定の方針(修正)

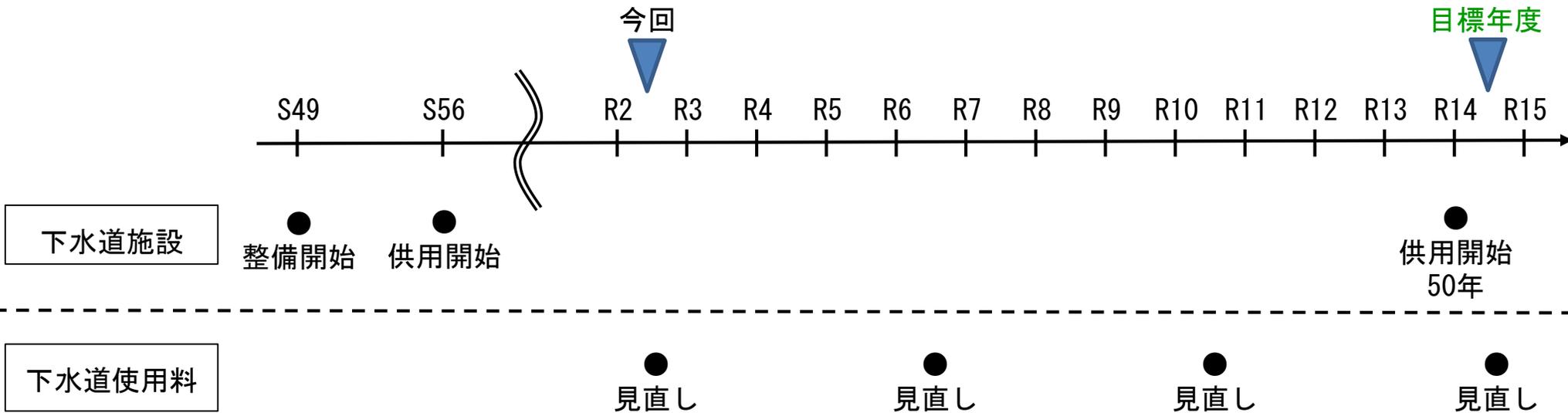
※金額は税抜

## 3-2 見直しの目標(修正)

○使用料見直しは、原価のうち使用料対象経費を下水道使用料で賄い、他会計補助金の繰入を削減することを目標とする。

○今後、下水道施設の更新時期（少なくとも供用開始から50年）までに経営を安定化させることを目指し、目標年度を令和14年度とする。

原価	財源	
870,900千円	<H30年度>	<目標年度>
使用料対象経費 702,513千円 (80.67%)	下水道使用料 463,352千円 (53.20%)	下水道使用料 702,513千円 (80.67%)
使用料対象経費以外 168,387千円 (19.33%)	他会計負担金 長期前受金戻入(補) 他会計補助金等 407,548千円 (46.80%)	他会計負担金 長期前受金戻入(補) 168,387千円 (19.33%)



### 3 下水道使用料改定の方針(修正)

※金額は税抜

(2) 試算結果 (令和2年度) (修正) ※下水道使用料収入はH30の水量区分割合を基に、各年の有収水量を乗じて試算

区分		R2改定前 (回収率69.8%)	①R2目標75%案 (回収率76.5%)	②R2目標80%案 (回収率80.9%)	③R2目標85%案 (回収率85.3%)	目標年度(R14)
使用料対象経費		742,516千円	同左	同左	同左	716,628千円
下水道 使用料 収入	改定前	519,949千円	同左	同左	同左	443,385千円
	改定後	—	569,133千円	601,922千円	634,710千円	722,990千円
	差	—	49,184千円	81,973千円	114,761千円	279,605千円
他会計 補助金	改定前	178,893千円	同左	同左	同左	206,873千円
	改定後	—	129,709千円	96,920千円	64,132千円	0千円
	減少率	—	27.5%	45.8%	64.0%	100.0%
20m <sup>3</sup> /月 下水道 使用料 (税抜)	改定前	1,800円	同左	同左	同左	1,800円
	改定後	—	1,980円	2,100円	2,220円	3,000円
	差	—	180円	300円	420円	1,200円
	改定率	—	10.0%	16.7%	23.3%	66.7%

【参考：法適団体のH29回収率】

※平成29年度北本市：79.5%

法適団体	H29経費 回収率(%)
深谷市	167.4
加須市	145.9
日高市	129.7
川越市	126.5
本庄市	121.1
戸田市	115.6
ふじみ野市	114.5

法適団体	H29経費 回収率(%)
さいたま市	105.3
富士見市	104.1
志木市	99.4
久喜市	98.7
入間市	90.6
狭山市	89.9
和光市	87.5

法適団体	H29経費 回収率(%)
所沢市	84.3
春日部市	83.4
鴻巣市	79.5
上里町	—
平均	102.3

資料：各市決算統計(H29)を基に作成

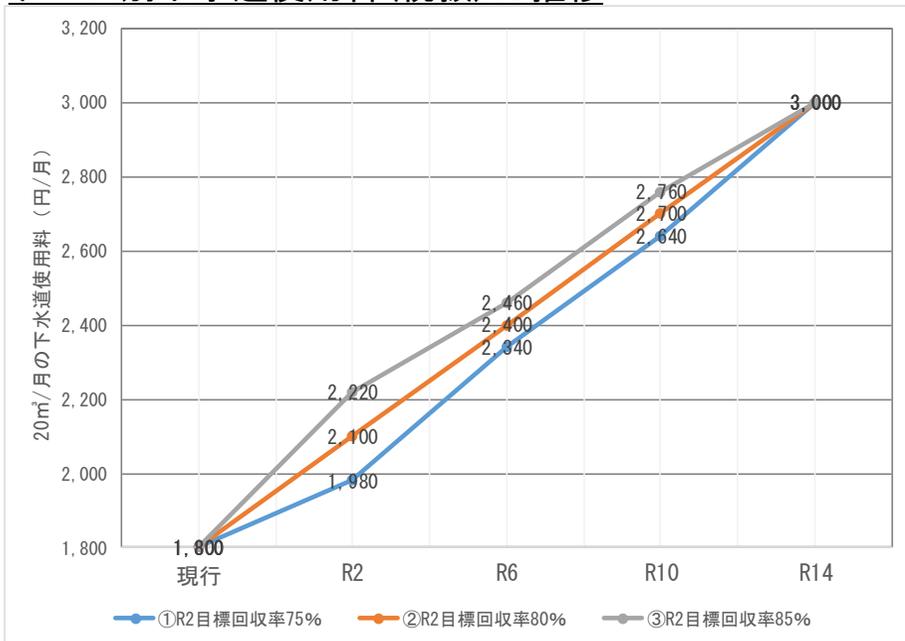
### 3 下水道使用料改定の方針(修正)

#### (3) 見直しの方針 (修正)

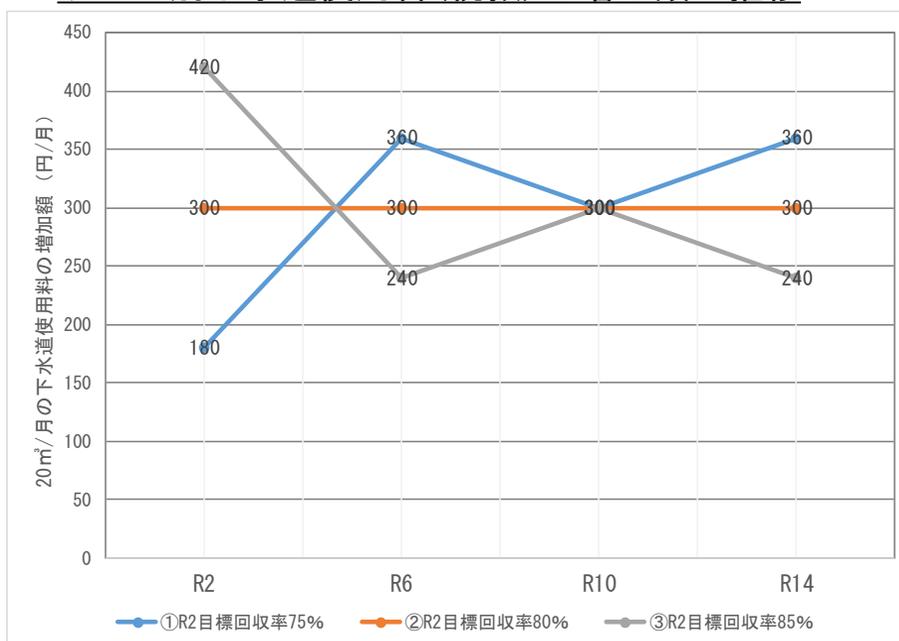
○下水道利用者への負担を考慮し、**目標年度**までの増加額の変動が少なく、平成21年度の使用料改定時の値上げ金額(400円/月)程度とする。

○よって、令和2年度～令和5年度の使用料見直しは、『**②目標回収率80%**』を改定案とする。

ケース別下水道使用料(税抜)の推移



ケース別下水道使用料(税抜)の増加額の推移



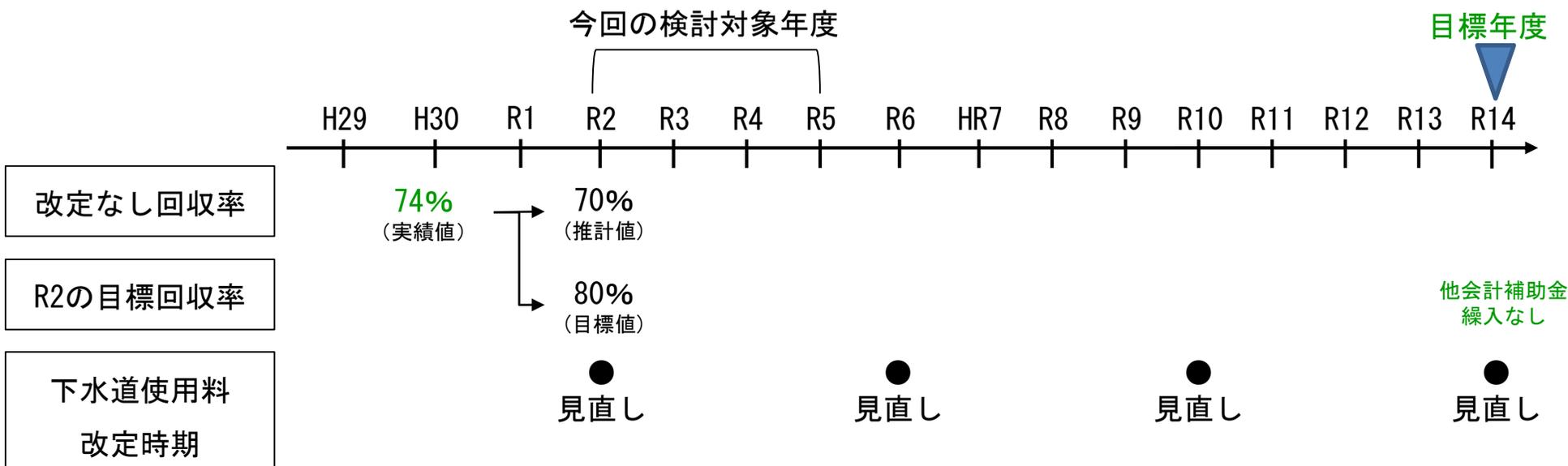
【参考】

※H21年度の使用料改定(20m³/月)：改定前1,400円(税抜)⇒改定後1,800円(税抜)で400円/月の値上げを実施

### 3 下水道使用料改定の方針(修正)

#### (4) まとめ (修正)

- 使用料の見直しは、不明水対策による不明水処理費の削減に努力しつつ、原価のうち使用料対象経費を下水道使用料で賄い、他会計補助金の繰入を削減することを目標に、今後、下水道施設の更新時期である令和14年度を目標年度とする。
- 令和2年度～令和5年度を対象とし、使用料対象経費の目標回収率80%を達成する改定案を検討する。



# 4 下水道使用料の改定案

【計算例：20m<sup>3</sup>/月の下水道使用料】

(8m<sup>3</sup>まで600円+9m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>の水量12m<sup>3</sup>×100円)×消費税1.1  
=1,980円(税込)

## 4-1 使用料算定基準と使用水量の特性

### (1) 基本使用料と従量使用料について

- 基本使用料は8m<sup>3</sup>/月までは定額で賦課されるもの
- 従量使用料は使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課されるものであり、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用

北本市の使用料算定基準表(税抜)

種類	水量区分(1ヶ月)	金額(円)
基本使用料	~ 8m <sup>3</sup> まで	600
従量使用料	8m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	100
	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	105
	30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	110
	40m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	115
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	125
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	145
(参考) 累進度		1.93

※累進度はP20を参照

荒川左岸北部流域関連市の使用料算定基準表(税抜)

種類	水量区分(1ヶ月)	金額(円)			
		熊谷市	桶川市	行田市	鴻巣市
基本使用料	~ 8m <sup>3</sup> まで			590	720
	~ 10m <sup>3</sup> まで	809.5	700		
従量使用料	8m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで			105	115
	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	104.8	110		
	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	119.0	120	125	120
	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	133.3	130	135	125
	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	147.7	140	150	135
	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	161.9	150	160	145
	500m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> まで	181.0	160	170	155
	1000m <sup>3</sup> を超えるもの	200.0	170	180	165
(参考) 累進度		2.47	2.43	2.44	1.83

## 4 下水道使用料の改定案

### (2) 水量区分の特性 (平成30年度)

○水量区分別に見ると、対象水量は1m<sup>3</sup>~8m<sup>3</sup>が最も多く37.2%を占め、下水道使用料は9m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>が最も多く34.6%を占める。

○基本使用料600円に該当する部分の使用料収入は159,380千円であり、使用料対象経費の固定費518,615千円のうちの30.7% (※) を占める。

### 水量区分別の水量と下水道使用料 (平成30年度)

種類	水量区分 (1ヶ月)	金額 (円)	対象水量		下水道使用料	
			水量 (m <sup>3</sup> /年)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
基本使用料	~ 8m <sup>3</sup> まで	600	1,931,887 【調定件数】 265,634件	37.2	159,380,400	30.8
従量使用料	8m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	100	1,792,076	34.5	179,207,600	34.6
	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	105	548,849	10.6	57,629,145	11.1
	30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	110	167,357	3.2	18,409,270	3.6
	40m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	115	59,251	1.1	6,813,865	1.3
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	125	98,231	1.9	12,278,875	2.4
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135	285,339	5.5	38,520,765	7.4
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	145	314,445	6.0	45,594,523	8.8
計			5,197,435	100.0	517,834,445	100.0

(※)

基本使用料の収入が固定費に占める割合については、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費については、その一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課することとするのが妥当である。

(下水道経営ハンドブックより)

## 4 下水道使用料の改定案

### (3) 使用水量別利用件数 (平成30年度)

- 2ヶ月の使用水量のうち、 $1\text{m}^3\sim 60\text{m}^3$ で全利用件数の約90%を占め、その中で最も多い使用水量は $32\text{m}^3$ である。
- 平成30年度の最大排出量は $105,042\text{m}^3/\text{年}$  ( $17,507\text{m}^3/2\text{ヶ月}$ )である。

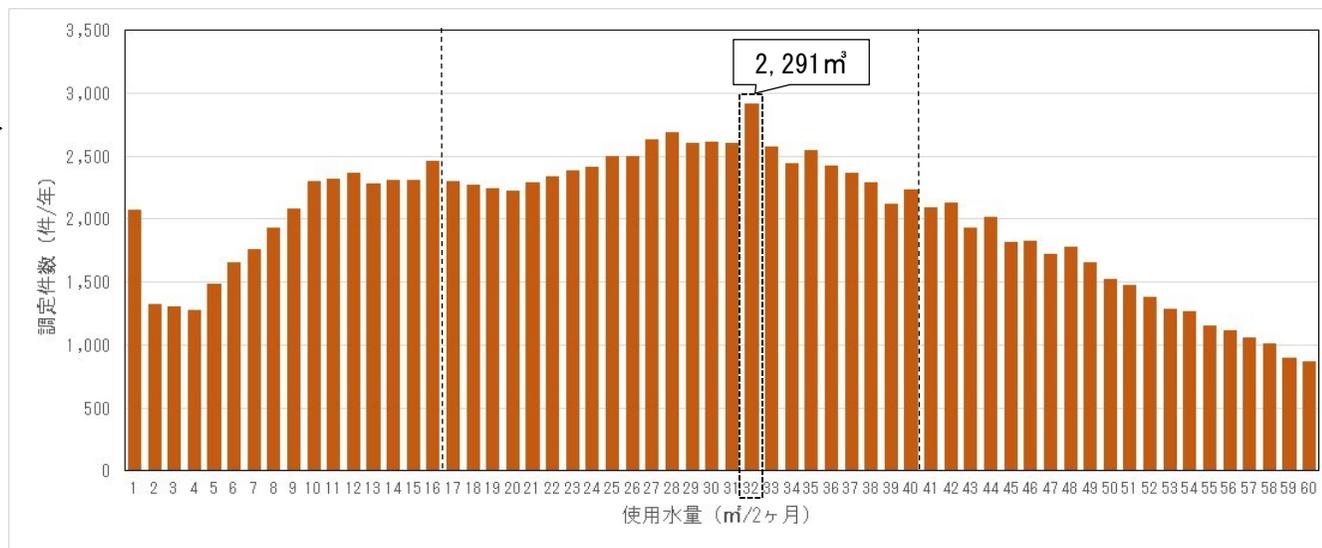
### 大口使用者の使用水量 (平成30年度)

順位	年間使用水量 ( $\text{m}^3/\text{年}$ )	2ヶ月使用水量 ( $\text{m}^3/2\text{ヶ月}$ )
1位	105,042	17,507
2位	60,225	10,037
3位	42,017	7,002
4位	32,193	5,365
5位	23,411	3,901

### 使用水量別利用件数 (平成30年度)

使用水量 (2ヶ月)	利用件数 (件)	比率 (%)
$1\text{m}^3\sim 16\text{m}^3$	31,275	23.4
$17\text{m}^3\sim 40\text{m}^3$	58,557	43.8
$41\text{m}^3\sim 60\text{m}^3$	30,044	22.4
$61\text{m}^3\sim 80\text{m}^3$	9,507	7.1
$81\text{m}^3\sim 100\text{m}^3$	2,523	1.9
$101\text{m}^3\sim 200\text{m}^3$	1,176	0.9
$201\text{m}^3\sim 1000\text{m}^3$	566	0.4
$1001\text{m}^3\sim$	153	0.1
合計	133,801	100.0

### $1\text{m}^3\sim 60\text{m}^3$ ごとの利用件数 (平成30年度)



# 4 下水道使用料の改定案

## 4-2 検討条件

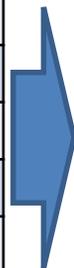
### (1) 水量区分について

○水量区分の見直しは行わず、水量区分ごとの単価を見直すこととする。

本市の水量区分については、平成21年度の改定時に小口利用区分を対象に細分化し、小口利用者の節水努力を反映できるようにした。

使用料算定基準表 (H16.10~H21.3)

種類	水量区分 (1ヶ月)	金額 (円)	
基本使用料	~ 10m <sup>3</sup> まで	600	
従量使用料	10m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	80
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	85
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	90
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	95
		200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	105
		500m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> まで	115
		1000m <sup>3</sup> を超えるもの	125



使用料算定基準表 (H21.4~現在)

種類	水量区分 (1ヶ月)	金額 (円)	
基本使用料	~ 8m <sup>3</sup> まで	600	
従量使用料	10m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 以下	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	100
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	105
		30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	110
		40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	115
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	125
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135
		500m <sup>3</sup> を超えるもの	145

単価の見直し

## 4 下水道使用料の改定案

### (2) 検討ケース

○以下のケースについて、令和2年度～令和5年度を対象とし、使用料対象経費の回収率を約80%となる改定案を検討

ケース1：基本使用料のみを変更するケース

ケース2：従量使用料の水量区分単価のみを変更するケース

ケース3：基本使用料及び従量使用料の水量区分単価の両方を変更するケース

NO	特徴
ケース1	<p>○各使用者に均等に賦課するため、負担の公平性が図られる。</p> <p>○基本使用料増額のため、使用水量に関係なく、一定の使用料収入の増加が見込める。</p>
ケース2	<p>○1～8m<sup>3</sup>/月の使用者の負担は増加しない。</p> <p>○汚水処理量が増える程、処理費は高くなるため、受益の程度に応じた負担を使用者に求める従量使用料は合理的であるが、1～8m<sup>3</sup>/月の使用者と9m<sup>3</sup>/月以上の使用者との間で不公平感が広がり、特に大口使用者の負担が大きくなる。</p>
ケース3	<p>○1～8m<sup>3</sup>/月の使用者に対してはケース1より負担が減少し、9m<sup>3</sup>/月以上の使用者に対してはケース2より負担が減少する。</p>

## 4 下水道使用料の改定案

### 4-3 検討結果

#### (1) ケース 1 (基本使用料のみを変更)

- 基本使用料は600円から900円 (300円の増額)。
- 基本使用料が固定費に占める割合は、約30.7%から約42.5%に増加する。
- 使用料収入(税抜)は約5億8,500万円~6億円となり、約6,700万円~8,200万円の増額となる。
- 使用料単価(税抜)は99.6円/m<sup>3</sup>から115.0円/m<sup>3</sup>となり、使用料改定率は約15.4%である。
- 累進度は1.93から1.45に引下げとなる。
- 20m<sup>3</sup>/月の使用料(税抜)は1,800円/月から2,100円/月となり、300円/月の値上げとなる。

※使用料単価(円/m<sup>3</sup>) : 使用料収入(円/年) / 有収水量(m<sup>3</sup>/年) × 100

※使用料改定率(%) : 改定後の使用料単価 / 改定前の使用料単価 × 100

※累進度 : 水量区分ごとの使用料単価の最小のものに対する倍率。

現況累進度 = 最高単価145円 ÷ 75円 (基本使用料1m<sup>3</sup>あたり単価)

種類	水量区分 (1ヶ月)		金額 (円)	
			現況	ケース 1
基本使用料	~ 8m <sup>3</sup> まで		600	<b>900</b>
従量使用料	1m <sup>3</sup> 当り	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	100	100
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	105	105
		30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	110	110
		40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	115	115
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	125	125
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135	135
		500m <sup>3</sup> を超えるもの	145	145

指標	現況	ケース 1
回収率 (%)	73.7	80.0 (78.1~81.8)
基本使用料が固定費に占める割合 (%)	30.7	42.5 (41.1~43.8)
使用料収入(税抜) (千円)	517,834	585,073~599,965
使用料単価(税抜) (円/m <sup>3</sup> )	99.6	115.0
使用料改定率 (%)	—	15.4
累進度	1.93	1.45
20m <sup>3</sup> /月使用料(税抜) (円/月)	1,800	2,100

## 4 下水道使用料の改定案

### (2) ケース2 (従量使用料の水量区分単価のみを変更)

- 従量使用料単価は、各水量区分一律25円/m<sup>3</sup>の増額とする。
- 基本使用料が固定費に占める割合は、約30.7%から約27.8%に減少する。
- 使用料収入(税抜)は約5億8,700万円~6億100万円となり、約6,900万円~8,400万円の増額となる。
- 使用料単価は99.6円/m<sup>3</sup>から115.3円/m<sup>3</sup>となり、使用料改定率は約15.8%である。
- 累進度は1.93から2.27に引上げとなる。
- 20m<sup>3</sup>/月の使用料(税抜)は1,800円/月から2,100円/月となり、300円/月の値上げとなる。

種類	水量区分(1ヶ月)	金額(円)	
		現況	ケース2
基本使用料	~ 8m <sup>3</sup> まで	600	600
従量使用料	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	100	125
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	105	130
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	110	135
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	115	140
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	125	150
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135	160
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	145	170

指標	現況	ケース2
回収率(%)	73.7	80.3(78.3~82.1)
基本使用料が固定費に占める割合(%)	30.7	27.8(27.4~29.2)
使用料収入(税抜)(千円)	517,834	586,980~601,921
使用料単価(税抜)(円/m <sup>3</sup> )	99.6	115.3
使用料改定率(%)	—	15.8
累進度	1.93	2.27
20m <sup>3</sup> /月使用料(税抜)(円/月)	1,800	2,100

## 4 下水道使用料の改定案

### (3) ケース3 (基本使用料及び従量使用料の 水量区分単価を変更)

- 基本使用料は600円から700円（100円の増額）。
- 従量使用料単価は各水量区分一律15円/m<sup>3</sup>の増額とする。
- 基本使用料が固定費に占める割合は、約30.7%から約33.0%に増加する。
- 使用料収入(税抜)は約5億8,100万円～5億9,600万円となり、約6,300万円～7,800万円の増額となる。
- 使用料単価は99.6円/m<sup>3</sup>から114.2円/m<sup>3</sup>となり、使用料改定率は約14.6%である。
- 累進度は1.93から1.83に引下げとなる。
- 20m<sup>3</sup>/月の使用料(税抜)は1,800円/月から2,080円/月となり、280円/月の値上げとなる。

種類	水量区分(1ヶ月)	金額(円)	
		現況	ケース3
基本使用料	～ 8m <sup>3</sup> まで	600	<b>700</b>
従量使用料	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	100	<b>115</b>
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	105	<b>120</b>
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	110	<b>125</b>
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	115	<b>130</b>
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	125	<b>140</b>
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	135	<b>150</b>
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	145	<b>160</b>

指標	現況	ケース3
回収率(%)	73.7	79.5(77.5～81.3)
基本使用料が固定費に占める割合(%)	30.7	33.0(32.0～34.0)
使用料収入(税抜)(千円)	517,834	581,015～595,804
使用料単価(税抜)(円/m <sup>3</sup> )	99.6	114.2
使用料改定率(%)	—	14.6
累進度	1.93	1.83
20m <sup>3</sup> /月使用料(税抜)(円/月)	1,800	2,080

## 4 下水道使用料の改定案

### 4-4 検討結果一覧

指標	現況	ケース 1	ケース 2	ケース 3
回収率 (%)	73.7	80.0	80.3	79.5
基本使用料が固定費に占める割合 (%)	30.7	42.5	27.8	33.0
使用料収入(税抜)の増加額(万円)	—	6,700~8,200	6,900~8,400	6,300~7,800
使用料単価(税抜) (円/m <sup>3</sup> )	99.6	115.0	115.3	114.2
使用料改定率 (%)	—	15.4	15.8	14.6
累進度	1.93	1.45	2.27	1.83
20m <sup>3</sup> /月使用料(税抜) (円/月)	1,800	2,100	2,100	2,080

使用水量	下水道使用料 (税込) (円/月)				現況との差額 (税込) (円/月)		
	現況	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 1	ケース 2	ケース 3
8m <sup>3</sup> /月	660	990	660	770	330	0	110
20m <sup>3</sup> /月※	1,980	2,310	2,310	2,288	330	330	308
30m <sup>3</sup> /月	3,135	3,465	3,740	3,608	330	605	473
40m <sup>3</sup> /月	4,345	4,675	5,225	4,983	330	880	638
50m <sup>3</sup> /月	5,610	5,940	6,765	6,413	330	1,155	803
100m <sup>3</sup> /月	12,485	12,815	15,015	14,113	330	2,530	1,628
500m <sup>3</sup> /月	71,885	72,215	85,415	80,113	330	13,530	8,228
1,000m <sup>3</sup> /月	151,635	151,965	178,915	168,113	330	27,280	16,478
8,753m <sup>3</sup> /月(最大値)	1,388,238	1,388,568	1,628,726	1,532,641	330	240,488	144,403

※一般的な家庭の使用水量。北本市内の最も多い使用水量は16m<sup>3</sup>/月。